

訂正告示

札幌市告示第 3688 号

札幌市交通局告示第 372 号

札幌市水道局告示第 872 号

札幌市病院局告示第 171 号

札幌市競争入札参加資格の申請に係る告示の訂正について、下記のとおり告示します。

令和 8 年 9 月 28 日

札幌市長 秋元 克広

札幌市交通事業管理者

交通局長 梅田

札幌市水道事業管理者

水道局長 村上

札幌市病院事業管理者

病院局長 西川

秀司



記

1 訂正する告示

- (1) 令和 8 年 3 月 27 日付け札幌市告示第 1380 号、札幌市交通局告示第 124 号、
札幌市水道局告示第 93 号、札幌市病院局告示第 131 号

令和 8 年度競争入札参加資格（物品・役務）の追加申請受付の告示

- (2) 令和 8 年 1 月 28 日付け札幌市告示第 377 号、札幌市交通局告示第 31 号、
札幌市水道局告示第 33 号、札幌市病院局告示第 12 号

令和 8 年度競争入札参加資格（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）の追加申請受付の告示

- (3) 令和 8 年 1 月 30 日付け札幌市告示第 432 号、札幌市交通局告示第 35 号、
札幌市水道局告示第 30 号、札幌市病院局告示第 22 号

政府調達案件にかかる令和 8 年度競争入札参加資格（物品・役務）の申請受付の告示

- (4) 令和 8 年 1 月 30 日付け札幌市告示第 433 号、札幌市交通局告示第 36 号、
札幌市水道局告示第 31 号、札幌市病院局告示第 23 号

政府調達案件にかかる令和 8 年度競争入札参加資格（工事・建設関連サービス）の
申請受付の告示

- (5) 令和 8 年 3 月 23 日付け札幌市告示第 1239 号、札幌市交通局告示第 120 号、
札幌市水道局告示第 78 号、札幌市病院局告示第 97 号

会社更生法等適用申請会社の競争入札参加資格再審査に関する告示

2 訂正内容

- (1) 上記 1 (1) 及び (3) の別表 3 を以下のとおり変更する。

ア 訂正前

経営事項審査結果の通知書（写し）

ただし、次のいずれかに該当する者は、保険の種類ごとに下表のいずれかの書類
を提出しなければならない。

- (1) 経営事項審査結果の通知書の「雇用保険の加入の有無」若しくは「健康保険及
び厚生年金保険の加入の有無」の欄が「無」になっている事業者

- (2) 「道路維持除雪業」のみに申請する事業者で、経営事項審査結果の通知書がな
い者

イ 訂正後

下記のいずれかを提出

- ・ 直近分の建設業許可通知書又は証明書（写し）
- ・ 経営事項審査結果の通知書（写し）

ただし、次の一に該当する者は、保険の種類ごとに下表のいずれかの書類を提出
しなければならない。

- (1) 経営事項審査結果の通知書の「雇用保険の加入の有無」若しくは「健康保険
及び厚生年金保険の加入の有無」の欄が「無」になっている事業者

- (2) 役務のうち「建物清掃業」、「警備業」、「建物設備等保守管理業」のいずれか
に申請する事業者で、経営事項審査結果の通知書、もしくは、建設業許可通知

書又は証明書がない者

(2) 上記 1 (3)の別表 3 を以下のとおり追記する。

ア 訂正前

労働保険料の領収書 (写し)

年金事務所発行の保険料納入告知額・領収済額通知書 (写し)

健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険の領収書 (それぞれ写し)

建設国保加入証明書 (原本) 及び厚生年金保険の領収書 (写し)

イ 訂正後

労働保険料の領収書 (直近分の写し)

年金事務所発行の保険料納入告知額・領収済額通知書 (直近分の写し)

健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険の領収書 (それぞれ直近分の写し)

建設国保加入証明書 (原本) 及び厚生年金保険の領収書 (直近分の写し)

(3) 上記 1 (2)の「6 申請方法等」の(5)イ(ウ)～(コ)と(5)オ(ア)を以下のとおり変更し、別表 2 を削除する。

ア 訂正前

(5) 提出書類

イ 「工事」を申請する者

(ア) 経営事項審査結果の通知書 (写し)

(イ) 建設業許可通知書 (写し)

(ウ) 別表 2 に掲げる雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入確認書類

(エ) 工事申請工種別・完成工事高内訳表

(オ) 工事元請実績に係る契約書等 (土木、下水道、舗装、造園、建築、電気、管の工種に申請する場合であって審査基準日より過去 5 年間にしゅん功している当該工種の元請工事の 1 件当たりの最高金額が一般競争入札参加資格のガイドライン (平成 15 年 9 月 18 日財政局管財部長決裁) 別表 1 の当該工種及び等級に対応する下限金額以上の場合のみ。ただし、既に A 又は A 1 に格

付けられている工種については不要) (写し)

(カ) サッポロQMSの登録証 (サッポロQMSを取得している者のみ) (写し)

(キ) 災害時応急活動に従事する協定書 (写し) 又は同協定を締結する団体が発行する加入証明書あるいは同等の事実が確認できる書類 (札幌市との間で災害時応急活動に従事する協定を締結している者又は当該協定を締結している団体に所属し災害時応急活動等に対し一定の役割を果たす者のみ)

(ク) 次に規定する札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証の認証書 (札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証を受けている場合のみ) (写し)

a 常時雇用する労働者が 101 人以上の場合、ステップ 3 先進取組企業認証の認証書

b 常時雇用する労働者が 100 人以下の場合、ステップ 2 行動計画策定企業認証又はステップ 3 先進取組企業認証の認証書

(ケ) 札幌 SDGs 企業登録証明書 (写)

(コ) 札幌保護観察所長が発行する協力雇用主活動実績証明書 (札幌保護観察所に協力雇用主として登録され資格審査の実施ごとに告示により定める審査基準日から起算して過去 2 年間に保護観察対象者等を雇用した実績、保護観察対象者等を対象とした職場体験講習又は事業所見学会を実施した実績のある者のみ)

オ 提出書類の一部を省略できる場合

(ア) 令和 7・8 年度札幌市競争入札参加資格者名簿 (工事・建設関連サービス・道路維持除雪) に登録のある者が工種・業種の追加を申請する場合は、ア(イ)、ア(エ)～(ク)、イ(イ)～(ウ)、イ(カ)～(ケ)及びウ(ア)については、前回提出時より変更又は更新がない場合に限り、省略できるものとする。

イ 訂正後

(5) 提出書類

イ 「工事」を申請する者

(ア) 経営事項審査結果の通知書 (写し)

(イ) 建設業許可通知書 (写し)

(ウ) (削除)

(ウ) 工事申請工種別・完成工事高内訳表

(エ) 工事元請実績に係る契約書等（土木、下水道、舗装、造園、建築、電気、管の工種に申請する場合であって審査基準日より過去5年間にしゅん功している当該工種の元請工事の1件当たりの最高金額が一般競争入札参加資格のガイドライン（平成15年9月18日財政局管財部長決裁）別表1の当該工種及び等級に対応する下限金額以上の場合のみ。ただし、既にA又はA1に格付けられている工種については不要）（写し）

(オ) サッポロQMSの登録証（サッポロQMSを取得している者のみ）（写し）

(カ) 災害時応急活動に従事する協定書（写し）又は同協定を締結する団体が発行する加入証明書あるいは同等の事実が確認できる書類（札幌市との間で災害時応急活動に従事する協定を締結している者又は当該協定を締結している団体に所属し災害時応急活動等に対し一定の役割を果たす者のみ）

(キ) 次に規定する札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証の認証書（札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証を受けている場合のみ）（写し）

a 常時雇用する労働者が101人以上の場合、ステップ3先進取組企業認証の認証書

b 常時雇用する労働者が100人以下の場合、ステップ2行動計画策定企業認証又はステップ3先進取組企業認証の認証書

(ク) 札幌SDGs企業登録証明書（写）

(ケ) 札幌保護観察所長が発行する協力雇用主活動実績証明書（札幌保護観察所に協力雇用主として登録され資格審査の実施ごとに告示により定める審査基準日から起算して過去2年間に保護観察対象者等を雇用した実績、保護観察対象者等を対象とした職場体験講習又は事業所見学会を実施した実績のある者のみ）

オ 提出書類の一部を省略できる場合

(ア) 令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）に登録のある者が工種・業種の追加を申請する場合は、ア(イ)、ア(エ)～(ク)、イ(イ)、イ(オ)～(ク)及びウ(ア)については、前回提出時よ

り変更又は更新がない場合に限り、省略できるものとする。

(4) 上記 1 (4) の「6 申請方法等」の(5)イ(ウ)～(コ)と(5)エ(ア)を以下のとおり変更し、別表 2 を削除する。

ア 訂正前

(5) 提出書類

イ 「工事」を申請する者

(ア) 経営事項審査結果の通知書（写し）

(イ) 建設業許可通知書（写し）

(ウ) 別表 2 に掲げる雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入確認書類

(エ) 工事申請工種別・完成工事高内訳表

(オ) 工事元請実績に係る契約書等（土木、下水道、舗装、造園、建築、電気、管の工種に申請する場合であって審査基準日より過去 5 年間にしゅん功している当該工種の元請工事の 1 件当たりの最高金額が一般競争入札参加資格のガイドライン（平成 15 年 9 月 18 日財政局管財部長決裁）別表 1 の当該工種及び等級に対応する下限金額以上の場合のみ。ただし、既に A 又は A 1 に格付けられている工種については不要）（写し）

(カ) サッポロ QMS の登録証（サッポロ QMS を取得している者のみ）（写し）

(キ) 災害時応急活動に従事する協定書（写し）又は同協定を締結する団体が発行する加入証明書あるいは同等の事実が確認できる書類（札幌市との間で災害時応急活動に従事する協定を締結している者又は当該協定を締結している団体に所属し災害時応急活動等に対し一定の役割を果たす者のみ）

(ク) 次に規定する札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証の認証書（札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証を受けている場合のみ）（写し）

a 常時雇用する労働者が 101 人以上の場合、ステップ 3 先進取組企業認証の認証書

b 常時雇用する労働者が 100 人以下の場合、ステップ 2 行動計画策定企業認証又はステップ 3 先進取組企業認証の認証書

(ケ) 札幌 SDG s 企業登録証明書（写）

(コ) 札幌保護観察所長が発行する協力雇用主活動実績証明書（札幌保護観察所

に協力雇用主として登録され資格審査の実施ごとに告示により定める審査基準日から起算して過去2年間に保護観察対象者等を雇用した実績、保護観察対象者等を対象とした職場体験講習又は事業所見学会を実施した実績のある者のみ)

エ 提出書類の一部を省略できる場合

(ア) 令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿(工事・建設関連サービス・道路維持除雪)に登録のある者が工種・業種の追加を申請する場合は、ア(イ)、ア(エ)～(ク)、イ(イ)～(ウ)、イ(カ)～(ケ)及びウ(ア)については、前回提出時より変更又は更新がない場合に限り、省略できるものとする。

イ 訂正後

(5) 提出書類

イ 「工事」を申請する者

(ア) 経営事項審査結果の通知書(写し)

(イ) 建設業許可通知書(写し)

(ウ) (削除)

(ウ) 工事申請工種別・完成工事高内訳表

(エ) 工事元請実績に係る契約書等(土木、下水道、舗装、造園、建築、電気、管の工種に申請する場合であって審査基準日より過去5年間にしゅん功している当該工種の元請工事の1件当たりの最高金額が一般競争入札参加資格のガイドライン(平成15年9月18日財政局管財部長決裁)別表1の当該工種及び等級に対応する下限金額以上の場合のみ。ただし、既にA又はA1に格付けられている工種については不要)(写し)

(オ) サッポロQMSの登録証(サッポロQMSを取得している者のみ)(写し)

(カ) 災害時応急活動に従事する協定書(写し)又は同協定を締結する団体が発行する加入証明書あるいは同等の事実が確認できる書類(札幌市との間で災害時応急活動に従事する協定を締結している者又は当該協定を締結している団体に所属し災害時応急活動等に対し一定の役割を果たす者のみ)

(キ) 次に規定する札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証の認証書(札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証を受けている場合のみ)(写し)

a 常時雇用する労働者が101人以上の場合、ステップ3先進取組企業認証の
認証書

b 常時雇用する労働者が100人以下の場合、ステップ2行動計画策定企業認
証又はステップ3先進取組企業認証の認証書

(ク) 札幌SDGs企業登録証明書(写)

(ケ) 札幌保護観察所長が発行する協力雇用主活動実績証明書(札幌保護観察所
に協力雇用主として登録され資格審査の実施ごとに告示により定める審査基準
日から起算して過去2年間に保護観察対象者等を雇用した実績、保護観察対象
者等を対象とした職場体験講習又は事業所見学会を実施した実績のある者の
み)

エ 提出書類の一部を省略できる場合

(ア) 令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿(工事・建設関連サービス・
道路維持除雪)に登録のある者が工種・業種の追加を申請する場合は、ア
(イ)、ア(エ)~(ク)、イ(イ)、イ(オ)~(ク)及びウ(ア)については、前回提出時より
変更又は更新がない場合に限り、省略できるものとする。

(5) 上記1(5)の「4 再申請の提出書類」の(1)イ(ウ)~(コ)を以下のとおり変更し、
別表「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入確認書類」を削除する。

ア 訂正前

(1) 札幌市競争入札参加資格審査申請書類

イ 「工事」を申請する者

(ア) 経営事項審査結果の通知書(写し)

(イ) 建設業許可通知書(写し)

(ウ) 別表に掲げる雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入確認書類

(エ) 工事申請工種別・完成工事高内訳表

(オ) 工事元請実績に係る契約書等(土木、下水道、舗装、造園、建築、電気、
管の工種に申請する場合であって審査基準日より過去5年間にしゅん功して
いる当該工種の元請工事の1件当たりの最高金額が一般競争入札参加資格の
ガイドライン(平成15年9月18日財政局管財部長決裁)別表1の当該工種
及び等級に対応する下限金額以上の場合のみ。ただし、既にA又はA1に格

付けられている工種については不要) (写し)

(カ) サッポロQMSの登録証 (サッポロQMSを取得している者のみ) (写し)

(キ) 災害時応急活動に従事する協定書 (写し) 又は同協定を締結する団体が発行する加入証明書あるいは同等の事実が確認できる書類 (札幌市との間で災害時応急活動に従事する協定を締結している者又は当該協定を締結している団体に所属し災害時応急活動等に対し一定の役割を果たす者のみ)

(ク) 次に規定する札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証の認証書 (札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証を受けている場合のみ) (写し)

a 常時雇用する労働者が 101 人以上の場合、ステップ 3 先進取組企業認証の認証書

b 常時雇用する労働者が 100 人以下の場合、ステップ 2 行動計画策定企業認証又はステップ 3 先進取組企業認証の認証書

(ケ) 札幌 SDGs 企業登録証明書 (写)

(コ) 札幌保護観察所長が発行する協力雇用主活動実績証明書 (札幌保護観察所に協力雇用主として登録され資格審査の実施ごとに告示により定める審査基準日から起算して過去 2 年間に保護観察対象者等を雇用した実績、保護観察対象者等を対象とした職場体験講習又は事業所見学会を実施した実績のある者のみ)

イ 訂正後

(1) 札幌市競争入札参加資格審査申請書類

イ 「工事」を申請する者

(ア) 経営事項審査結果の通知書 (写し)

(イ) 建設業許可通知書 (写し)

(ウ) (削除)

(エ) 工事申請工種別・完成工事高内訳表

(オ) 工事元請実績に係る契約書等 (土木、下水道、舗装、造園、建築、電気、管の工種に申請する場合であって審査基準日より過去 5 年間にしゅん功している当該工種の元請工事の 1 件当たりの最高金額が一般競争入札参加資格の

ガイドライン（平成 15 年 9 月 18 日財政局管財部長決裁）別表 1 の当該工種及び等級に対応する下限金額以上の場合のみ。ただし、既に A 又は A 1 に格付けられている工種については不要）（写し）

- (オ) サッポロ QMS の登録証（サッポロ QMS を取得している者のみ）（写し）
- (カ) 災害時応急活動に従事する協定書（写し）又は同協定を締結する団体が発行する加入証明書あるいは同等の事実が確認できる書類（札幌市との間で災害時応急活動に従事する協定を締結している者又は当該協定を締結している団体に所属し災害時応急活動等に対し一定の役割を果たす者のみ）
- (キ) 次に規定する札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証の認証書（札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証を受けている場合のみ）（写し）
 - a 常時雇用する労働者が 101 人以上の場合、ステップ 3 先進取組企業認証の認証書
 - b 常時雇用する労働者が 100 人以下の場合、ステップ 2 行動計画策定企業認証又はステップ 3 先進取組企業認証の認証書
- (ク) 札幌 SDGs 企業登録証明書（写）
- (ケ) 札幌保護観察所長が発行する協力雇用主活動実績証明書（札幌保護観察所に協力雇用主として登録され資格審査の実施ごとに告示により定める審査基準日から起算して過去 2 年間に保護観察対象者等を雇用した実績、保護観察対象者等を対象とした職場体験講習又は事業所見学会を実施した実績のある者のみ）

3 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市財政局管財部契約管理課調整係 電話 011-211-2152